

# 企画競争実施の公示

令和2年10月27日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和2年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

【事業者支援①】観光関連団体との共同による山陰コンテンツの磨き上げと海外への販路開拓事業

### (2) 業務内容

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和3年3月10日（水）

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地

米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年11月5日（木）17時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・ 概算予算額：1,100万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
  - ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
  - ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：森本)
  - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
  - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで  
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和2年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

【事業者支援①】観光関連団体との共同による山陰コンテンツの磨き上げと海外への販路開拓事業

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

## 3. 業務の目的

山陰ならではの魅力を活かした旅行商品や地域の優良製品の販売を支援し、山陰の観光関連事業者等の「やる気」「本気」を喚起する。

事業実施にあたっては、海外へのPRの機会を通じて旅行者ニーズを把握し、的確な流通路を確保することにより、販売の拡大・販路の拡大につなげる。

## 4. 業務の内容

After／with コロナを見据えた旅行プランの企画に合わせて、既存コンテンツの改良や地域製品の販路開拓を行い、地域の活性化につなげる。

### (1) 山陰ならではの魅力を活かしたコンテンツの創出と磨き上げ

- ・地域連携 DMO、地域 DMO(候補法人含む)や、DMO 組織づくりを目指す観光関連団体等と連携し、各地域固有のコンテンツの紹介に加えて、これらをたどるモデルコースを説明する映像などの資料をメールあるいは WEB 会議などオンライン（日本在住事業者の場合には現地で見えていただくことも想定）などで海外の旅行会社などに紹介するとともに、旅行商品としての評価などを通して山陰ならではのコンテンツの創造と磨き上げを行う。
- ・上記に際しては、中国運輸局が令和元年度に実施した以下に掲げる 訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業 の事例を参照すること。
  - 「国立公園 大山・隠岐諸島を楽しむ 滞在型 山陰旅行商品開発事業」
  - 「石見神楽と鉄のルーツに親しむ 滞在型 山陰旅行商品開発事業」
  - 「山陰の美食文化と山陰海岸ジオパークを満喫する 滞在型 山陰旅行商品開発事業」

- ・上記2項目の実施にあたっては、多角的な観点から香港・台湾・上海・タイ・韓国等の市場において現地の事情に精通したエージェントを活用し、各国の航空会社やO T A、新聞・雑誌社等とのコンタクトを円滑に進める。

#### 目標と成果指標

《山陰ならではの魅力を活かしたコンテンツの創出と磨き上げについて》

支援した観光関連団体数：10団体

旅行商品に組込む為に評価を受けたコンテンツ数：20件

#### (2) 上質な地域産品の企画・販路開拓

- ・訪日客向け旅行モデルコース等の提示に併せ、山陰地域の優良な産品を紹介し、旅の楽しみのツールを増やすことにより、地域の消費拡大につなげる。
- ・企画開発から消費者の産品購入に至るまでのテストマーケティング等を新型コロナウイルス感染の収束状況を見極めながらオンラインや山陰地域及び海外双方で行い、地域産品に対する評価を収集し、改善や強みを把握のうえ今後の消費活動向上に活かす。(エージェントを窓口機能として活用)

#### 目標と成果指標

《上質な地域産品の企画・販路開拓について》

参画事業者数：10事業者

販売向上に向けて評価をうけ、改善や強みを把握した商品数：20品目

#### (1)、(2)

共通のターゲット国：山陰地域と直行便が就航する香港、中国、韓国（運休中）及び台湾、タイ

共通のターゲット：旅行会社等が把握している日本に関心を持っている（旅行経験のある）層

上記事業実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ実施すること。

### 5. 成果物の提出等

#### (1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

#### (2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和3年3月10日(水)

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。